

「和歌山県令和5年台風第2号災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人和歌山県共同募金会

1 趣旨

令和5年台風第2号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県令和5年台風第2号災害義援金」を和歌山県共同募金会（以下「本会」という）は募集します。

2 義援金の名称

和歌山県令和5年台風第2号災害義援金

3 受付期間

令和5年6月21日（水）から令和5年9月29日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00960-8-213097	ワカヤマケンキョウト`ホ`ケンカクタイウダ`イ2コ`サカ`イ`ケンキ 和歌山県共同募金会台風第2号災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口及びゆうちょ通帳アプリから振り込む場合は、手数料は無料となります。

ただし、ATMによる振込については手数料が必要になります。

※上記以外の金融機関からの振込やATM等を利用する場合は、手数料が必要になります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、和歌山県が設置する「和歌山県令和5年台風第2号災害義援金配分委員会」において、配分額を決定し、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会（電話 073-435-5231）へご連絡ください。後日、領収書を送付いたします。

（該当する税制優遇措置）

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱います。救助物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和5年6月21日から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
電話 073-435-5231 fax 073-435-5232
メール info@akaihane-wakayama.or.jp
HP <http://www.akaihane-wakayama.or.jp/>